

国立大学法人 長崎大学熱帯医学研究所における研究評価について

熱帯医学研究所では、平成16年4月からの国立大学法人化に伴い、外部有識者で組織される外部評価委員会を設置し、機関としての研究所の外部評価を実施した。また、評価結果への対応方針について、研究所内で検討を行い、研究所の運営に活かしている。

本稿においては、平成16年度に外部評価委員会が実施した「平成16年度長崎大学熱帯医学研究所外部評価（機関評価）」について概説する。

1 熱帯医学研究所の概要

1 - 1 概要

熱帯医学研究所は、熱帯病をはじめとする錯綜した健康問題を世界的視野に立って解決しなければならないという認識のもと、熱帯病の中でも最も重要な領域を占める感染症を主とした疾病と、これに随伴する健康に関する諸問題を克服することを目指し、関係機関と協力し、以下の項目を達成することを目的としている。

1. 熱帯医学及び国際保健における先導的研究
2. 研究成果の応用による熱帯病の防圧並びに健康増進への国際貢献
3. 上記にかかる研究者と専門家の育成

1 - 2 沿革

- 昭和17年（1942年） 長崎医科大学附属東亜風土病研究所設立
昭和21年（1946年） 長崎医科大学風土病研究所に改称
昭和24年（1949年） 新制長崎大学に附置され、長崎大学附置風土病研究所に改称
昭和42年（1967年） 長崎大学熱帯医学研究所に改称
平成 元年（1989年） 全国共同利用研究所に改組

1 - 3 職員数・研究組織・予算

職員数（平成18年5月1日現在）

区分	教授	助教授	講師	助手	その他職員	合計
現員	12（4）	6（1）	3	17（1）	8（2）	46（8）

（ ）は有期雇用職員で外数

研究組織

熱帯病（感染症）の研究不可欠な三本柱である病原体・宿主・環境に対応した3つの大部門を置き、その下に13の研究分野を置いた「大部門制」であり、熱帯病の研究に適応した研究組織となっている。（名称等は、1 - 4 組織図参照）

財政規模

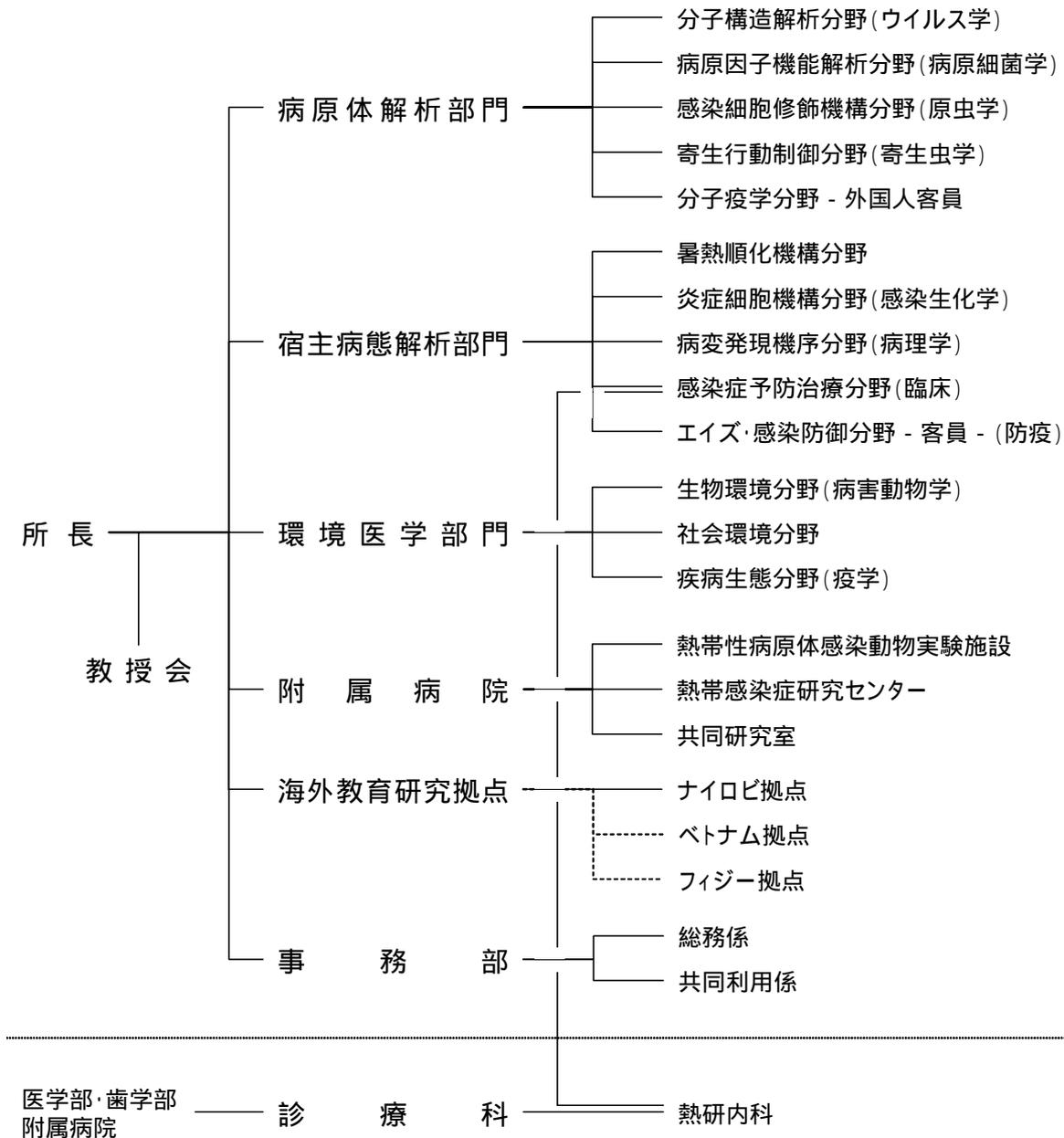
・歳入（平成17年度）

授業料及び入学検定料	その他収入	産学連携等研究収入	奨学寄附金収入	合計
1,974 千円	2,077 千円	76,855 千円	16,502 千円	97,408 千円

・外部資金受入状況（平成17年度）

民間との共同研究	受託研究	奨学寄付金	合計
3,500 千円	50,684 千円	16,502 千円	70,686 千円

1 - 4 組織図



()内は旧部門名を示す

2 評価推進体制

2 - 1 評価事務局の体制

熱帯医学研究所には、恒常的な評価事務局は置かれていない。平成16年度に実施した外部評価においては、所内に教員4名、事務員2名からなる外部評価所内実施委員会を設置し、評価事務局の役割を担っている。

なお、事務員2名については、事務長及び総務係長が委員として入っている。

2 - 2 評価事務局の役割

外部評価所内実施委員会の役割としては、外部評価委員との評価項目の設定協議、評価項目に関する資料収集と解析（自己評価）、資料の製本、外部評価委員への資料配布、外部評価委員からの評価収集、研究所の外部評価に対する対処方針策定を教授会（将来構想策定委員会）に依頼、外部評価報告書の刊行、などである。

2 - 3 評価事務局と研究開発マネジメント担当部署との連携体制

熱帯医学研究所では、教授会において研究開発マネジメントを含む研究所の運営を行っている。外部評価所内実施委員会は外部評価結果を受け、教授会（将来構想策定委員会）に対処方針の策定を依頼している。

3 代表的又は特徴的な評価

3 - 1 名称

平成16年度長崎大学熱帯医学研究所外部評価（機関評価）

3 - 2 趣旨

熱帯医学研究所は、我が国で「熱帯医学」を標榜する唯一の研究所であり、その存在意義は大きく、その活動はあらゆる面から促進されるべきである、という状況の下、熱帯医学研究所の発展をサポートするための提言として、外部評価を実施したところである。

なお、前回の外部評価は平成8年度に実施されている。

3 - 3 評価実施に関する委員会

外部評価委員会を設置して評価を行っている。

評価委員は、7名から構成され、教授会が選任・委嘱している。評価委員の任期は評価結果が確定するまでである。

3 - 4 評価者（レビューア）の選定基準

外部評価委員会の評価委員は、研究所のミッションに関連した専門領域の有識者から教授会で選定している。

なお、委員長については、日本熱帯医学会理事長に依頼している。

3 - 5 評価対象

外部評価委員会と外部評価所内実施委員会との協議により、機関評価のみに限定している。前回の外部評価においては、各研究分野の業績等の評価も実施している。

3 - 6 実施時期・評価方法

平成16年度外部評価の経緯は以下のとおり。

平成16年 8月	教授会により平成16年度に外部評価を行うことを決定
平成16年 9月	研究所内で外部評価担当委員を選出
平成16年10月	外部評価所内実施委員会において評価資料作成
平成17年 1月	外部評価委員の委嘱 外部評価委員長と評価項目について検討し組織評価を行うことを決定 外部評価所内実施委員会において評価資料を追加作成
平成17年 2月	東京と大阪にて外部評価委員会によるヒアリングを実施
平成17年11月	外部評価委員会より評価結果報告の提示
平成17年12月	評価結果で指摘された重要事項に関して、研究所としての取組方針の検討（将来構想策定委員会）
平成18年 2月	評価結果で指摘された重要事項に関して、研究所としての取組方針の決定
平成18年 3月	外部評価報告書刊行

3 - 7 評価項目

外部評価委員会と外部評価所内実施委員会との協議により、具体的な評価の項目は、次のとおりとしている。

研究所の総合目標

組織、施設設備

研究教育の状況と成果(研究所全体としての研究教育、熱帯医学関連研究教育プログラム、各研究分野、研究発表業績)

研究課題の選定

研究資金の配分

科学研究費補助金、受託研究費の状況

国際協力、社会還元、情報発信など

倫理審査規程

自己評価(問題点の抽出)

3 - 8 評価結果の公表

外部評価所内実施委員会が外部評価報告書を刊行し、外部評価委員や関係機関等(文部科学省、全国附置研究所等)に配布している。

4 評価結果の取扱い

4 - 1 被評価者へ評価結果を開示、被評価者から評価結果に対する意見を提出する体制

熱帯医学研究所で実施されている外部評価は、評価を社会に公表することではなく、評価結果を受け入れ、研究所の教育研究組織の改革に役立てることを目的としているため、特段の意見提出体制はない。

4 - 2 資源配分（予算、人材、研究スペース等）や、企画立案（PLAN）のための意思決定プロセス及び戦略策定への評価結果の反映状況

外部評価結果を受け、平成17年12月から18年1月にかけて、所長を中心とした将来構想策定委員会を設置し、外部評価に対する対応方針について検討し、とりまとめ、資源配分及び企画立案のための意思決定プロセスや戦略策定に役立てている。（別添1参照）

5 特記事項

5 - 1 熱帯医学研究所将来構想策定諮問委員会

前述の外部評価に対する対応方針において、「新たな将来構想委員会の発足を検討する」と記載しており、これを受け、平成18年8月に、所長がリーダーシップを高めることに役立つ「熱帯医学研究所将来構想策定諮問委員会」を新たに設置した。（第1回の委員会は平成19年1月に開催）

委員は、所長が委嘱した外部有識者6名で構成されており、任期は2年、再任も可能である。

委員会においては、所長から諮問された研究所の将来構想について審議を行い、所長による研究所の運営をサポートしていく。（委員会規程は、別添2参照）

5 - 2 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成19年1月17日に現地調査を実施し、熱帯科学研究所における評価活動を確認した。

現地調査には、研究開発評価推進検討会の委員である内田理之氏（理化学研究所筑波研究所安全管理室調査役（前職：経営企画部評価推進課長））及び畠田敏行氏（茨城大学評価室助手）に同席いただき、意見交換を行った。後日、両委員から、以下のコメントが寄せられた。

区 分	コ メ ン ト
(1) 研究（開発）の企画立案（PLAN）への評価の活用について	機関評価のレベルであるが、研究評価の結果を研究所の機構・運営改革に積極的に活用しようとしており、現段階では作業は途上ではあるものの、PDCAサイクルが健全に回りうるものと期待できる。 中期目標・中期計画および年度計画については役員と毎年、予算面を含め議論を行い、進めている。
評価の推進体制について	熱帯医学関連の専門家で構成された外部評価委員会は概ね適切であると考えられる。しかしながら、熱帯医学の抱える課題、研究所のミッションを考えると、将来的には社会科学の専門家や国外の委員の参加を期待したい。このためには言語の問題の解決など評価事務担当者の負担も大きくなるが、前向きな取り組みを期待したい。

	<p>外部評価委員会を開催し、忌憚なきご意見をいただき、それを活かして研究所の改善を行っている。評価委員には、医学関係の研究者だけでなく、国立民族博物館長にも参加いただくなど、研究所のミッションを考慮した人選になっている。</p> <p>外部評価の前段階として、外部評価の委員に（自己）点検評価書を提出している。</p>
代表的な又は特徴的な研究(開発)等事例に対する評価について	<p>平成16年度の外部評価の結果に対して、所長の諮問機関として将来構想諮問委員会や機構改革ワーキンググループを発足し、所長のリーダーシップ強化の取り組みがなされている。</p> <p>法人化前の評価であるが、ミッションを明確にせよということで、研究所のミッションステートメント(「1-1 概要」中の3項目参照)を作成し、それをもとに外部評価を受けることにしているので、評価の目的が明確であり、次に何をすべきかがよくわかる評価を実施している。</p>
評価結果の取り扱いについて	<p>外部評価委員会からの評価報告書に加え、研究所の対応方針を記した冊子を作成し、関係各所に必要な報告・説明を実施している。さらにホームページを利用した評価結果の公開を実施すれば、さらに透明性が高まるものと思われる。</p> <p>外部評価報告書には、課題として指摘されたことについて、研究所として、「どのように対応するのか」までを明示し、それを着実に実行している。</p>
(2) 評価により研究(開発)の進展に大きな影響があった事例について	<p>現段階では研究の土台となる組織・運営改革に重点を置かざるをえず、研究進展への影響については今後に期待したい。</p> <p>法人化による制度変更で一旦は無くなった所長裁量経費を、所属教員の協力で復活させ、重点配分を再開したことなども挙げられるが、最大の事例は、明確化された総合目標であろう。研究所のミッションステートメントは、研究所の冊子だけでなく、研究所の玄関に誰にでも見える形で表示している。このように掲示することで、所属教員の取り組みへの影響も大きいと思われる(よい意味でプラスであろう)。</p>
(3) 評価システム改革のための方策について	<p>外部評価委員会からの指摘にも関係するが、適切な評価を実施するための資料作成などについて評価事務担当者のスキルの蓄積が当面の課題と思われる。また、定期的な評価の実施、評価の国際化に対する前向きな取り組みを期待したい。</p> <p>外部評価だけでなく、将来構想諮問委員会を設置し、所長のリーダーシップと研究所の改善のために、定期的に外部有識者のご意見をいただきながら、運営を行っている。</p>
(4) その他(研究(開発)評価について、特に気になる点や問題)	<p>研究部門ごとの研究課題評価を実施することにより、国の内外の研究機関との交流を活発化し、研究水準のレベルアップを期待したい。</p> <p>現地で感染症に困っている人々を助けたい、ということで、単に病気の直し方を研究するだけでなく、どのように健康を維持してもらうためのシステムをその国(社会)に組み入れてもらうか、という活動まで行っているが、それ故に、「そのような実学は、学術的ではない、それは保健所の仕事である」と言われてしまう時もある。これは、熱帯医学自体の国内での周知不足が一因と思われるが、これは研究所でも十分に認識しており、ミュージアムの充実を含め、これまで以上に積極的に情報発信していきたいとのことであった。</p>
<p><その他のコメント></p> <p>研究組織に対する評価結果に対して真摯にアクションを起こそうとする場合、経営者(本件の場合には研究所長)の裁量権に基づくリーダーシップの発揮が大変重要だと考えられる。しかしながら、本件事例の場合、所長の裁量権に対する財政的基盤が脆弱なようであり、必要な改革を行うおうにもその実施に大きな遅れが出ることが懸念される。PDCAサイクルを健全に回すために、必要な財政的措置が採られることが重要ではないかと考える。</p>	

新たな感染症が猛威をふるっている場合には、政府等の依頼で、現地に向かい調査を行っているそうである。確かに怖い、自分たちが行くしかない、という使命感で献身的な国際貢献を行っている。

自分たちもがんばってきたが、結局、まだ感染症の撲滅はあまり進んでいない、即ち「感染症に困っている人たちを助ける」というアウトカムについては、十分達成できていないという反省をお持ちだったが、海外の研究拠点も（時限であるが）最近出来たばかりであり、日本国内の感染症に対する認識があまり高くないので、今後は、現在進みつつある外的要因の改善に併せて、（ミッションステートメントに照らした）アウトカムの達成に向けて活動を行っていただきたいと思う。

大学が実施する教員の個人評価との連携は現在構築中であるそうだが、せっかく研究所のミッションは明確なのだから、うまく活かしていただきたいと感じた。例えば、個人評価の際に、集めた業績の情報や、個人評価の結果を集約・分析するなどして、研究所が適切にミッションに向かっているかどうか等の組織の自己点検評価に活用することもできるのではないかと、ということである。

平成 18 年 1 月 25 日

平成 16 年度実施の長崎大学熱帯医学研究所外部評価に対する
研究所の対応方針熱帯医学研究所 将来構想策定委員会
委員長 平山謙二

平成 16 年度実施の外部評価報告書の提出を受けて、平成 17 年 12 月から 1 月にかけて、熱帯医学研究所では所長を中心とする将来構想策定委員会を開き、外部評価に対する対応について検討した。

将来構想策定委員会の構成員は、平山謙二委員長、青木克己所長、森田公一教授、門司和彦教授、有吉紅也教授、國井修教授である。今回は外部評価を担当した高木正洋教授が同席した。その結果をまとめ、教授会で承認を受けたのが、今回まとめた対応方針である。

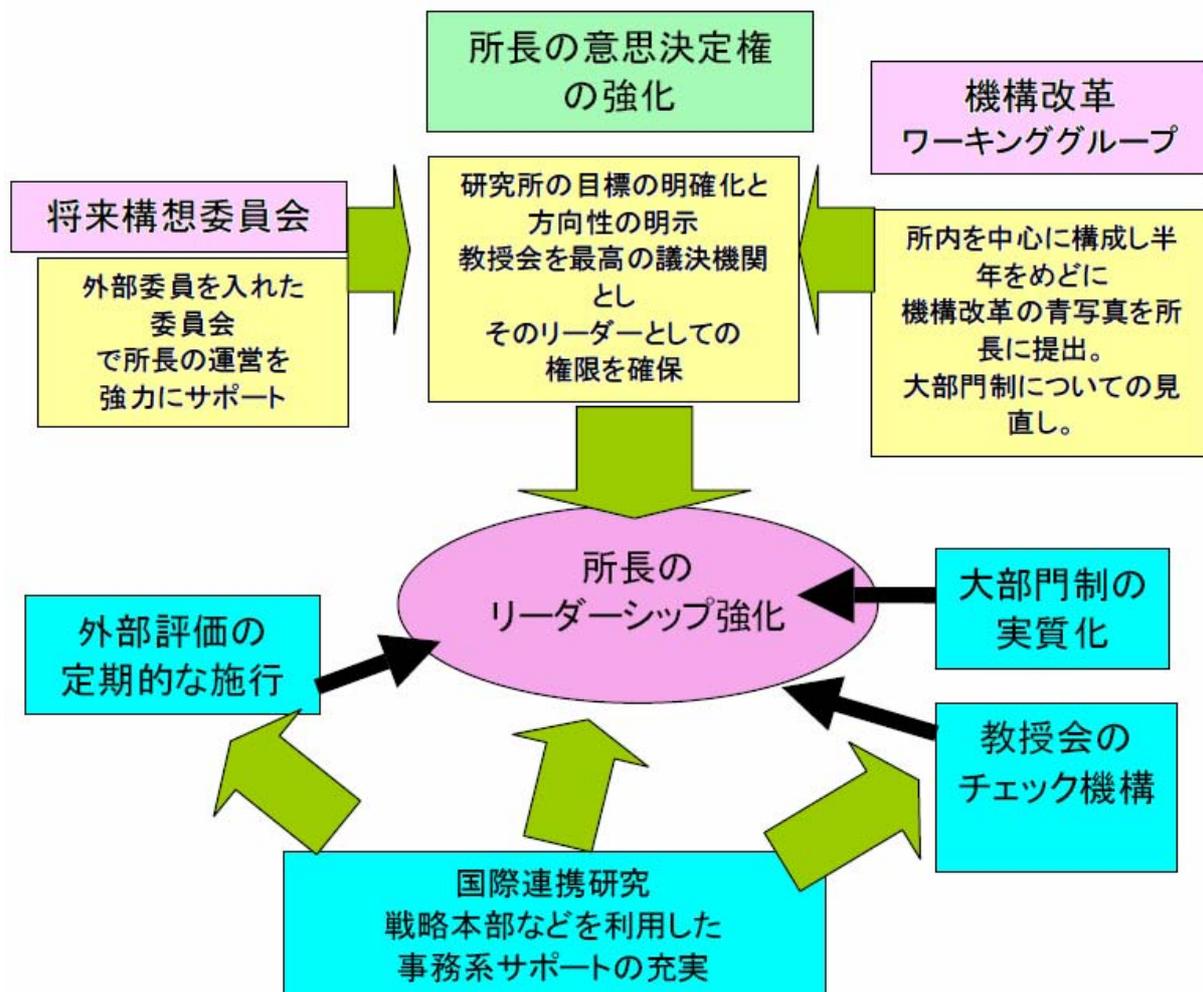
今回の外部評価は竹内勤慶応大学教授をはじめ、倉根（国立感染研）、岩本（東大医科研）、石川（結核研）、本田（阪大微研）、鎮西（三重大）、松園（民族博物館）各先生合計の 7 名の関連領域の先生方にお願ひし、ご多忙中にもかかわらず非常に綿密な検討と率直で有益なご示唆をいただいた。この外部評価が研究所の今後の発展のために多大な貢献をすることはまちがいないものと思われる。

外部評価委員の先生方にあらためて感謝の意を表するとともに、今後の熱研に益々のご支援をお願いしたい。

		外部評価の指摘点	対応の概略
1	総括	<p>熱帯医学に特化した国内および世界における最高の研究所を目指すことを期待されているが、いまだ道は遠い。</p> <p>COE や海外拠点など大型の研究プロジェクトの獲得は評価に値するが、長期ビジョンあるいは研究所の理想像（哲学）について明確ではない。</p> <p>現在の機構において最も問題なのは教職員の定員がまったく足りていないことで、特に事務職の専門職がほとんどいないのは致命的である。各講座の常勤スタッフも倍増するべきである。</p> <p>現在の大講座制は名前だけのもので実効が伴っていない。早急に再検討するべきである。</p> <p>研究内容や科学研究費獲得について質量ともに他の国立の研究所に比して劣っている。</p>	<p>熱帯感染症研究教育の最先端研究所として 21 世紀 COE プログラムにその長期ビジョンをまとめている。</p> <p>外部評価の資料にそれが明記されなかったことは反省すべき点である。いずれにせよ今回の評価を受けて、可及的速やかに新たな将来構想委員会の発足を検討する予定である。</p> <p>職員のサポート体制については学長の直属のワンストップセンターとして国際連携研究戦略本部が始動し、バイリンガルの専門職員の充実が図られつつある。熱研が獲得する運営交付金以外の外部資金の運用に当たっては、この先進的な事務体制を利用していくことになっている。</p> <p>機構改革については所長の諮問機関として可及的速やかに機構改革ワーキンググループを発足させて対応する。この WG では個人や講座、研究所の評価体制についても指針を示すこととし、これにより研究領域のアウトプットの向上を図る。</p> <p>外部評価に対応できる数値目標について将来構想委員会で検討を行う。</p>

2	外部評価	外部評価を定期的に行うこと。	所長のリーダーシップを強化しその権限で3年毎をめぐりに外部評価を行う。外部評価は所長が責任者となり所長室の事務職員により必要なデータや評価資料の作成や評価プロトコルの作成運用が行われる。現在大学全体の評価システムが整備されつつあり、評価に必要な基礎データのデータベースが出来上がることから、今後はより効率的な外部評価を施行することが可能となる。
3	運営委員会	運営委員会について再検討すべきである。	所長を中心とし外部委員を加えた将来構想委員会を新たに発足し、この委員会が所長の運営方針に有益な示唆を与えることができるようにする。 研究所の運営委員会機能は教授会が担うことを再確認するとともに、今後は将来構想委員会の役割をより明確にする。
4	総合目標	総合目標があいまいで、具体性に欠ける。再検討を要する。	新たに発足する将来構想委員会で検討。
5		熱帯医学研究所の目的を明らかにする。熱帯医学研究なのか、熱帯性感染症研究なのか。	「熱帯感染症の研究教育機関」と総合目標に明示する。ただし、国民の安心・安全に関する国内向けの研究や、社会技術に関する研究についても明確な位置づけを行う。
6	将来構想	研究所の大学での位置づけ、存在意義、医学部との関係。ポスト COE の大学での対応。	大学での熱研の存在は高く評価されており、現在平山謙二が副学長として大学中枢部で活躍している。今後3年のうちに熱帯医学研究所の大学の中心的位置づけを確立し、今年度中にはポスト COE の青写真を学長を中心とした中枢部で作り上げる予定である。ポスト COE に関する当面の問題は、医歯薬学総合研究科との協力体制と、臨床系との協調体制の確立による組織改変であるが、これに関しては所長のリーダーシップと将来構想委員会で対処する。
7		将来構想策定委員会の構成に問題がある。なぜ所長が入っていないのか。また外部の委員を加えるべきである。	新たな将来構想委員会を発足させる。
8		長期的な将来構想ができていない。研究所の日本、世界での位置づけを明確にする。その上で研究所の長期的な将来像を構築する。	すでに21世紀 COE プログラムの冒頭に熱帯医学の教育研究機関として世界のトップ5に入ることと明確に示されている。今後これをたたき台に将来構想委員会でよりよいものにブラッシュアップすることとする。
9	機構改革	大部門制が機能していない。任期制についても実効が伴っていない。	所長の諮問機関として機構改革 WG を立ち上げ、1年以内に諮問を得て、これを参考に機構改革を断行する。
10		中期的な計画に基づくプロジェクト研究が確立されたのに比べて、基盤研究のサポート体制が貧弱である。特に運営交付金の配分など所長のリーダーシップによる重点配分を考慮すべきである。	機構改革 WG において審議し、基礎研究のサポート体制を考案する。

11		世界的な研究リーダーの養成あるいは採用ができていない。ユニークな研究が観られない。	新たな将来構想委員会において審議し、重点的に追求すべき研究課題の提示とその遂行のための人的・物的資源獲得戦略提示を行う。研究のサポート体制を考案する。
12		研究所の業務量に対して事務系のスタッフが極端に不足している。	学長の直属である国際連携戦略本部の熱研分室をさらに強化する。
13	教育	サービス業務（緊急援助隊、研修コース、修士課程）のスタッフが不足している。	機構改革WGの検討事項として教育担当室の設置を検討する。平成18年度から、1年制の熱帯医学修士課程、3ヶ月の熱帯医学研修課程、JICA 集団研修コースの3つの教育コースが本格化するため、教育担当室の充実は緊急課題として取り組んでいる。大学退官後の臨時雇用教員を専任として確保することも視野に入れる。
14		熱研同窓会の活性化。研修修了者のフォローアップとネットワーク化をすすめるべきである。	教育担当室で検討。
15	サービス	感染症研究センターの業務である疫学研究、ミュージアム、情報発信のうち、後者2つの業務ができていない。	ミュージアムと情報発信については感染症研究センターの基本的な位置づけや機能も含めて機構改革WGで検討する。
16		倫理委員会が基本的な要件を満たしていない。	全学の倫理委員会との整合性をはかり、専門性のある国際基準に適合する委員会を新たに検討する。
17		欧文雑誌（Tropical Medicine）の帰趨を明確化すること。	Tropical Medicine という雑誌名を保持するだけのために休刊状態を持続する。
18	研究	基礎研究とフィールド研究の担当ユニットの比率の検討を行う	将来構想委員会の検討事項。
19		現状ではレベルが低い。	所長のリーダーシップと評価体制の強化を将来構想委員会および機構改革WGで検討する。
20		共同研究室の位置づけの明確化	機構改革WGでの検討事項。



長崎大学熱帯医学研究所将来構想諮問委員会規程

平成18年7月24日
熱帯医学研究所規程第5号

(設置)

第1条 長崎大学熱帯医学研究所(以下「本研究所」という。)に、長崎大学熱帯医学研究所将来構想諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、所長から諮問された本研究所の将来構想について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、本研究所の職員以外の有識者10人以内で組織する。

2 委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(所長への報告)

第9条 委員長は、委員会の審議状況等について所長に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務係において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。

2 この規程施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。